

## 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法を公表

日本建築防災協会は、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）を公表した

平成28年熊本地震においては、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅に大きな被害があったと共に、新耐震基準導入後の昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造住宅にも一定の被害があったことが確認されました。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されています。

本協会は国土交通省から依頼を受け、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造住宅を対象として、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法（新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法。略称「新耐震木造住宅検証法」）を作成いたしました。以下に関連資料等を公開いたしますのでご利用願います。

### ●関連資料

[新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）](#) (pdf)

[（参考1）木造住宅の耐震性能チェック（所有者等による検証）※暫定版](#)

所有者等向けリーフレット

「一昭和56年6月から平成12年5月までに建築された一  
木造住宅の耐震性能チェック（所有者等による検証）  
※暫定版」 (pdf) (2017.5.16)

[（参考2）新耐震木造住宅検証法 結果表](#)

専門家向け「新耐震木造住宅検証法 結果表」 (word)

<以上、日本建築防災協会 HP より抜粋>

当センターでは昭和56年以前の木造住宅耐震診断費用の助成を行っています。耐震化の推進についても、併せてご協力をお願いします。

## なるほど家づくりコラム⑮ = 木の活用と木造住宅 =

日本では、昔から木の住まいで暮らし、現在での多くの人が木造住宅に住んでいます。宮崎県内の新設住宅（平成28年度）の65.6%、そして一戸建ての93.7%は木造住宅です。

木造住宅に対するイメージは、健康によい・環境にやさしい・香りがよい・あたたかいなどで、木材は環境に優しい生物資源となっていますが燃えます。このため建築

基準法、消防法では火災から生命財産を守るために建築物に可燃物（木）を使うことに対して、さまざまな制限を設けています。例えば、建設できる階数・規模の制限、台所などの火気を使用する室内の内装材料の制限などです。

しかし最近では耐火性を検証することにより、木造建築物の可能性はさらに高まってきています。

### 友の会会員からのお知らせ

#### ■「建築士定期講習会」について (CPD6単位)

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級・二級建築士は、3年ごとの国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習を受講することが義務付けられています。

□ 日程 6/22・6/29・7/13・9/10/26・12/7・1/17・3/6

□ 申込 (一社) 宮崎県建築士会  
(0985-27-3425)  
(一社) 宮崎県建築士事務所協会  
(0985-29-1188)

### 事務局からのお知らせ

■ 当センターでは、建築基準法関連の図書（過年度分）について、友の会の皆様に無料でご提供いたします。数に限りがありますので、お早めに窓口（県北事務所含む）までお申し出ください。

(一財) 宮崎県建築住宅センター  
〒880-0913 宮崎市恒久1-7-14  
Tel 0985-50-5586  
Fax 0985-50-5621